

人生の最終段階にある方々の意思に沿った救急現場での対応方針について

熊本県メディカルコントロール協議会
2025年1月 作成

1 現状について

自分が希望する医療処置について自分の考え方や希望を、信頼している人や医療・介護スタッフとともに話し合うこと(「人生会議 ACP」)は、とても大切です。その中で心肺停止時に蘇生処置を望まない意思があります。

しかし、「心肺蘇生を望まない意思」を表明されていても、いざという時に慌てたご家族や介護スタッフ等が救急車を要請(119番に通報)した場合、その方の心肺蘇生不要の意思を尊重できず、救急隊は救命処置を行いながら医療機関へ搬送する現状があります。救急隊にとって救命は責務であり、救急搬送は一刻の猶予も許されないからです。

今までは、**急変の可能性のある患者さんに反応が無いのを発見した時**

●119番通報した場合

【救急隊到着し、心肺停止を確認したとき】(注:心肺停止でなければ、通常通り医療機関へ搬送となります。)

→直ちに、心肺蘇生を開始し蘇生処置を行いながら医療機関へ搬送

→医療機関で薬剤投与、挿管などの蘇生処置を実施

➡ 蘇生に成功した場合 → 集中治療室(ICU)管理

➡ 蘇生しなかった場合 → 救急外来(ER)で死亡確認



●119番通報せず、かかりつけ医に連絡

→ かかりつけ医の診察

➡ 心肺停止の場合、現場での死亡確認(お看取り)



今回、119番通報された場合に、ご本人の生前の「心肺停止時の心肺蘇生を望まない意思」を尊重できるよう、熊本県メディカルコントロール協議会において、救急隊活動を整理しました。

2 運用の要件

・本人が医師を含め、信頼できる人たちと一緒に、最期(お看取り)に望む医療について話し合っ

て決め、「心肺蘇生の実施を望まない意思」とその事前指示(「患者意思表明と医師指示書」)があることが前提です

➡ 心肺停止状態以外は、本運用の対象ではありません。

➡ 家族等だけの意思ではありません。

・交通事故や溺水、自傷など不慮の事故(外因性)は、本運用の対象ではありません。

3 救急隊活動の詳細

全身状態の確認

- ①心肺停止の確認
- ②心肺蘇生の実施と情報聴取

○心肺停止を確認した場合、救急隊はただちに心肺蘇生を開始します。

➡家族等から、患者様本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを、
書面で示されない限り、救命活動を続けます。

(注:心肺停止でなければ、通常通り医療機関へ搬送となります。)



書面での意思の確認

- ③患者様本人が「心肺蘇生を望んでいない」ことが書面で示される

○家族等による口頭での意思表示のみでは、無効です。

○患者様本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の最終的な確認は、必ず書面に記載された医師に行います。

➡書面に記載された医師に連絡が取れない場合は、心肺蘇生を続けながら医療機関へ搬送します。



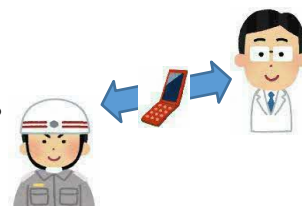
救急隊から医師へ連絡

- ④書面に記載された医師へ直接連絡し、心肺蘇生の継続または中止の指示を確認

救急隊から書面に記載された医師へ直接連絡し、次の項目を確認します。

- 患者様の所見及び心肺停止の状況を医師へ報告。
- 医師による心肺蘇生の継続または中止の指示を確認。
- 中止の場合は、医師の現場到着予定時間を確認。

注意)医師による心肺蘇生中止の指示は、その時点で死亡診断を意味するものではありません。



かかりつけ医または家族等への引継ぎ

- ⑤かかりつけ医が到着するまでの時間を確認する
- ⑥医師または家族等へ引き継ぐ

○おおむね40分以内にかかりつけ医が現場に到着できる場合

➡かかりつけ医到着まで救急隊は現場に待機します。

○40分以上かかる場合

➡「医療機関への不搬送同意書」に家族等から署名を得て救急隊は帰任します。

*40分以内であっても重篤事案等で出動依頼の連絡があった場合には家族等から署名を得て救急隊は別事案に出動します。



熊本県メディカルコントロール協議会

事務局:熊本県消防保安課 TEL:096-333-2116

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

詳細については熊本県のホームページをご確認ください。

関係書類もこちらからダウンロードできます。



(県HP)QRコード